

今日の一問 (やまだ塾)

(2008年5月13日掲載)

8/1 修正

No.16	2008年度の年金額を示せ。																					
解答	<p>(1)老齢基礎年金</p> <p>・「物価スライド制」は、「2007年平均全国消費者物価指数」が対前年比0.0%と物価の伸びに変動がなかったために適用されず、2004年改正で導入された「マクロ経済スライド制」による調整も行われなかった。その結果、2008年度の年金額は「据え置き」となった。</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">①国民年金</td> <td>老齢基礎年金:1人分</td> <td>66,008円/月 (792,100円/年)</td> </tr> <tr> <td>老齢基礎年金:夫婦2人分</td> <td>132,016円/月</td> </tr> <tr> <td>②厚生年金</td> <td>夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額:夫が平均的収入<平均標準報酬36.0万円>で40年間就業し、妻がその期間全て専業主婦であった世帯の新規裁定の給付水準</td> <td>232,592円/月</td> </tr> </table> <p>(2)障害基礎年金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2級</th> <th>1級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①年金額</td> <td>66,008円/月 (792,100円/年) ※このほか、子の加算あり ※老齢基礎年金を満額もらった場合と同額</td> <td>82,508円/月 (990,100円/年) ※このほか、子の加算あり ※2級の年金額の1.25倍</td> </tr> <tr> <td>②障害等級の例</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・1上肢の機能に著しい障害を有するもの ・1下肢の機能に著しい障害を有するもの ・両眼の矯正視力の和が0.05以上0.08以下のもの ・その他 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・両上肢の機能に著しい障害を有するもの ・両下肢の機能に著しい障害を有するもの ・両眼の矯正視力の和が0.04以下のもの ・その他 </td> </tr> <tr> <td>③支給要件</td> <td colspan="2">・初診日の前日において、当該初診日の属する月の前々月までの保険料納</td> </tr> </tbody> </table>		①国民年金	老齢基礎年金:1人分	66,008円/月 (792,100円/年)	老齢基礎年金:夫婦2人分	132,016円/月	②厚生年金	夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額:夫が平均的収入<平均標準報酬36.0万円>で40年間就業し、妻がその期間全て専業主婦であった世帯の新規裁定の給付水準	232,592円/月		2級	1級	①年金額	66,008円/月 (792,100円/年) ※このほか、子の加算あり ※老齢基礎年金を満額もらった場合と同額	82,508円/月 (990,100円/年) ※このほか、子の加算あり ※2級の年金額の1.25倍	②障害等級の例	<ul style="list-style-type: none"> ・1上肢の機能に著しい障害を有するもの ・1下肢の機能に著しい障害を有するもの ・両眼の矯正視力の和が0.05以上0.08以下のもの ・その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・両上肢の機能に著しい障害を有するもの ・両下肢の機能に著しい障害を有するもの ・両眼の矯正視力の和が0.04以下のもの ・その他 	③支給要件	・初診日の前日において、当該初診日の属する月の前々月までの保険料納	
①国民年金	老齢基礎年金:1人分	66,008円/月 (792,100円/年)																				
	老齢基礎年金:夫婦2人分	132,016円/月																				
②厚生年金	夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額:夫が平均的収入<平均標準報酬36.0万円>で40年間就業し、妻がその期間全て専業主婦であった世帯の新規裁定の給付水準	232,592円/月																				
	2級	1級																				
①年金額	66,008円/月 (792,100円/年) ※このほか、子の加算あり ※老齢基礎年金を満額もらった場合と同額	82,508円/月 (990,100円/年) ※このほか、子の加算あり ※2級の年金額の1.25倍																				
②障害等級の例	<ul style="list-style-type: none"> ・1上肢の機能に著しい障害を有するもの ・1下肢の機能に著しい障害を有するもの ・両眼の矯正視力の和が0.05以上0.08以下のもの ・その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・両上肢の機能に著しい障害を有するもの ・両下肢の機能に著しい障害を有するもの ・両眼の矯正視力の和が0.04以下のもの ・その他 																				
③支給要件	・初診日の前日において、当該初診日の属する月の前々月までの保険料納																					

<http://www.yamadajuku.com/>

やまだ塾

Copyright(C) 2008 Shunsaku Yamada. All rights reserved.

	付済期間(保険料免除期間含む。)が加入期間の2/3以上ある者の障害 ※初診日の前日において、当該初診日の属する月の前々月までの1年間に 滞納がない場合も支給(2016年4月1日前までの経過措置) ・20歳未満のときに初めて医師の診療を受けた者が、障害の状態にあって20 歳に達したとき、または20歳に達した後に障害の状態になったとき(ただし、 所得制限有り)	
④支給認定時	・初めて医師の診療を受けたときから1年6か月経過したとき(その間に治った 場合は治ったとき)に障害の状態にあるか、または65歳に達するまでの間に 障害の状態となったとき	
⑤受給者数 (2006年度末 現在)	80万4000人	67万人
⑥その他	○厚生年金加入期間中の傷病による障害がある場合は、障害基礎年金に 加えて、障害厚生年金が支給される。 ○このほか、障害が一定程度以上の者には、特別障害者手当が支給され る。	

(注)「問題 58 「生活保護制度」の概要を述べよ。」「問題 73 生活保護と公的年金の違いについて述べよ。」を参照のこと。